

第22期第21回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和7年2月18日（火） 13：30～

II 場 所：福島県自治会館 3階 301会議室
（福島市中町8－2）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

- 議案第1号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）（諮問・答申）
議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について（するめいか、ぶり）（諮問・答申）
議案第4号 すくい網漁業に関する委員会指示について
議案第5号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について
議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

（2）報告事項

- ア 漁業権に係る資源管理状況等について
イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

- 1 委 員（12名）
今野 智光 委員 鈴木 哲二 会長代理（WEB参加）

今泉 浩一 委員（WEB参加） 狩野 一男 委員
 平 仁一 委員 森田 政利 委員 山下 博行 委員
 渡邊 登 委員 吉田 康男 委員（WEB参加）
 久保木 幸子 委員（WEB参加） 渡邊 千夏子 委員
 川邊 みどり 委員（WEB参加）

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	渡辺 透
水産課主査	新関 晃司
水産課技師	安倍 裕喜
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主査	實松 敦之
水産海洋研究センター副所長	根本 芳春
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	定刻となりましたので、これより第22期第21回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
今野会長	みなさん、こんにちは。本日は悪天候のため、福島会場、いわき会場、WEBの3会場で開催いたします。 本日は、お忙しい中、第22期第21回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は、議案6題、報告事項2題を予定しております。十分に御審議いただければと思います。 また、予定では第22期最後の委員会となりますので、よろしくお願い申し上げます。
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員14名中、7名は会場に御出席をいただいております、いわきの委員4名と川邊委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席委員数は12名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では会長、よろしくお願いいたします。
今野会長	それでは、議事録署名人には鈴木会長代理、狩野委員を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	（「はい」）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
（1）議案	

議案第 1 号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）

議 長	議案第 1 号「福島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。 水産課の山廻邊です。議案第 1 号「福島県資源管理方針の変更について」を御説明いたします。 資料 4 ページを御覧ください。 令和 7 年 1 月 2 7 日付け生流第 4 0 7 6 号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡辺主任主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。 議案第 1 号の内容について御説明いたします。 資料 5 ページを御覧ください。 1 の変更の概要ですが、今般、国から県へ「ぶり」の漁獲可能量の配分が示される見込みとなったことから、資源管理方針に新たに管理する魚種として「ぶり」を追加するものです。 4 の主な変更の内容ですが、資源管理方針では管理する魚種ごとに具体的な資源管理方針を別紙に定めています。 資料 2 2 ページを御覧下さい。今般「ぶり」を管理対象とすることに伴い、別紙 1－9 として新たに「ぶり」の内容を追加するものです。 ここで、前回の海区委員会においても説明している内容となりますが、水産庁の定める漁獲可能量、T A C 報告について改めて補足いたします。 資料 2 3 ページを御覧ください。水産庁が公表している「T A C 管理のステップアップの考え方」です。 新たに管理を開始する魚種は、管理の段階を 3 段階に分ける「ステップアップ管理」の方針が示されています。表の一番下、ステップ 1 から上がっていくように示されていますが、ステップ 1 では T A C 報告が義務化され、ステップ 3 から採捕停止命令等の実効的な管理が開始されることとなります。 資料 6 ページにお戻りください。福島県資源管理方針の新旧対照表でございます。別紙 1－9 として「ぶり」を今回追加するものです。 資料 7 ページを御覧ください。別紙 1－9 の「第 1 特定水産資源」ですが「ぶり」と定義されています。他の魚種であるよう

	な「何々系群」という分類はなく「ぶり」という一系群として日本全体で管理していくということになります。 「第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」ですが、(1) ②対象とする漁業は「福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業」とし、③の漁獲可能期間は「周年」としています。(2) 漁獲量の管理の手法等については「管理の手法は漁獲量の総量の管理」、「漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで」としています。 「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」ですが、こちらは「特になし」と記載しております。 次に、資料8ページを御覧ください。「第5 その他資源管理に関する事項に関する重要事項」についてですが「ステップアップ管理を行う」としております。 資料9ページから22ページまでは、資源管理方針全体の変更内容の溶け込み版でございます。 なお、施行までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合には、県に一任していただきたいと思います。 今後の予定としましては、本日の諮問の後に、農林水産大臣の資源管理方針の変更及び知事管理分の漁獲可能量を定める旨の承認申請を行い、農林水産大臣から承認の通知を受けた後、管理期間開始前の3月末に公表する予定としております。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	御説明ありがとうございます。福島県におけるブリの漁法、漁獲量を教えていただけますか。
渡辺主任主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。本県において、ブリは主に固定式刺し網漁業で漁獲されています。数量については、令和6年速報値になりますが約43トンの水揚げがあり、全体に占める割合は高くない状況です。 震災前の3か年の漁獲実績についても、48トンから212トンと年によって大きく差がある魚種になっています。
川邊委員	ありがとうございます。TAC管理してもさほど影響を受けないと考えてもよろしいでしょうか。
渡辺主任主査	はい。漁獲割合が主要な魚種ではないため、そのように考えても問題ないと思います。

川邊委員	分かりました。
議 長	私から質問よろしいでしょうか。イナダ、ワラサ、ブリには成長のステージがあると漁業者は認識していますが、ブリは何k g以上という定義はあるのでしょうか。
渡辺主任主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。会長がおっしゃるとおり、現場においては大きさを分けて名称が異なることがありますが、T A C管理においては大きさを分けていないので、全てブリとして扱う形になります。
議 長	イナダもブリとして扱うということですか？
渡辺主任主査	はい、そのとおりです。
議 長	分かりました。
議 長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号、福島県資源管理方針の変更について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場及びW E Bで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）（諮問・答申）	
議 長	議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。 水産課の山廻邊です。議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）」を御説明いたします。 資料25ページをお開きください。 令和7年1月28日付け6生流第4208号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。 議案第2号の内容について御説明いたします。

資料 2 6 ページを御覧ください。

1 の概要ですが、特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、福島県資源管理方針に即して、令和 7 管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。

3 の策定必要性ですが、令和 7 管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。

これを受けて、知事は知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。

資料 2 9 ページを御覧ください。

くろまぐろに関する令和 7 管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和 7 年 1 月 9 日付けで農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。

資料中ほどの表を御覧ください。

農林水産大臣が定めた、くろまぐろに関する本県の令和 7 管理年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。

くろまぐろ（小型魚）とは、くろまぐろのうち 3 0 キログラム未満のものを言い、くろまぐろ（大型魚）はくろまぐろのうち 3 0 キログラム以上のものを言います。

くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「2 2. 9 トン」と定められました。

また、くろまぐろ（大型魚）の当初配分は「2. 0 トン」と定められました。

ここで、資料 2 7 ページをお戻りください。

参考として、令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分量を示しております。

令和 6 管理年度と令和 7 管理年度の当初配分を比較すると、くろまぐろ（小型魚）が 1 1. 2 トンの増加、くろまぐろ（大型魚）が 1. 0 トンの増加となっています。

これは主に、国際的なまぐろ類の管理機関である W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）において、日本の太平洋クロマグロの増枠措置が合意されたことを受け、水産庁が国内における太平洋クロマグロの配分の考え方を見直し、配分量を全国的に増加させた影響です。

資料 2 6 ページにお戻りください。

4 の策定の内容を御覧ください。

農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。

まず、くろまぐろ（小型魚）の知事管理区分は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）と、令和 7 年 1 0 月 1 日か

	ら令和８年３月３１日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に分けられます。 これら知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「２２．９トン」をおよそ２等分になるように、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に「１１．４トン」、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に「１１．５トン」を割り振ることとします。 続いて、くろまぐろ（大型魚）につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「２．０トン」の全量を、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分いたします。 なお、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業とは特定の漁法を指すものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。 以上を踏まえ、県報において告示する案を資料２８ページにお示ししております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
今泉委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、今泉委員。
今泉委員	令和６管理年度下半期のくろまぐろ（小型魚）の残枠は、どのくらいなのでしょう。いわきでクロマグロの釣りが始まったので、どのくらい残っているのか聞いてみました。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。令和６管理年度のくろまぐろ小型魚の漁獲可能量は、上半期と下半期を合計して１９．９トンで、現在９．５トン漁獲しています。半分近く枠が残っている状況です。
今泉委員	分かりました。ありがとうございます。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	御説明ありがとうございます。ＷＣＰＦＣの増枠によって大幅に漁獲可能量が増え、くろまぐろ小型魚は２２．９トンになりましたが、このくらいの漁獲可能量があれば福島県は対応できるのでしょうか。 来遊状況によって異なると思いますが、分かれば教えていただきたいです。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。川邊委員がおっしゃったとおり、来遊状況によって変わってくると思います。

	令和6管理年度上半期は、一気に漁獲があったため枠がなくなっていました。下半期は枠が残っている状況です。その年の来遊状況によるとしか言えませんが、令和7管理年度は漁獲可能量が増えることとなりますので、おおよそその漁業者が満足できるのではないかと思います。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量(くろまぐろ)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか、ぶり)(諮問・答申)

議 長	議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか、ぶり)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。 水産課の山廻邊です。 議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか、ぶり)」を御説明いたします。 資料30ページをお開きください。 令和7年2月5日付け6生流第4314号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。 議案第3号の内容について御説明いたします。 資料31ページを御覧ください。 1の概要ですが、特定水産資源のうちするめいか及びぶりについて、国から県への漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県

資源管理方針に即して、令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量を設定するものです。

3 の策定必要性ですが、令和 7 管理年度の都道府県別漁獲可能量については、2 月 1 3 日に行われた水産政策審議会を経て決定され、2 月 1 7 日に通知されました。大臣からの配分を受け、知事は福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることになるため、貴委員会の意見を求めるものです。

資料 3 3 ページを御覧ください。

するめいか及びぶり等の資源について、令和 7 年 2 月 6 日付けで農林水産大臣から知事に対し、配分が見込まれる数量に係る意見照会がありました。

資料中ほどの「記」以下の表を御覧ください。特定水産資源のうち、福島県に配分が見込まれる資源について記載があります。

「するめいか」について定めようとしている都道府県別漁獲可能量は、表の左から 2 列目に記載のとおり「現行水準」と示されました。

また、現行水準の場合の目安数量は「5 0 トン未満」と示されました。

これは、令和 6 管理年度と同様であり震災前 3 か年の漁獲実績が反映されたものです。

次に「ぶり」についてですが「1 0 1, 0 0 0 トンの内数」と示されました。

この「1 0 1, 0 0 0 トン」という数量は、国としての「ぶり」の漁獲可能量です。

この数量を、農林水産大臣が大臣管理区分と知事管理区分の対象となる 3 8 都道府県に数量の区別なく配分していることから「1 0 1, 0 0 0 トンの内数」との表現になっています。

資料 2 4 ページをお開きください。

これは、水産庁が公表している「T A C 管理のステップアップの考え方」を示す表です。

先ほど議案第 1 号でも説明したとおり、令和 7 管理年度のぶりについては、国によるステップアップ管理のうち「ステップ 1」に当たります。

「ステップ 1」の考え方のうち「T A C の配分」の行に記載のとおり、令和 7 管理年度においては実質的に国一括の管理であり、具体的な配分数量は設定されません。ただし、都道府県に対し、今後具体的な管理を行うために参考となる数量が提示されます。

また「漁獲が積み上がった場合の対応」として、漁業法第 3 3 条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。

資料 3 3 ページにお戻りください。

	令和7年2月6日付けの農林水産大臣からの意見照会については、令和7年2月10日付けで「意見なし」として回答しており、資料には示せておりませんが、令和7年2月17日付けで農林水産大臣から意見どおりに当初配分が通知されました。 資料31ページにお戻りください。 4の策定の内容を御覧ください。 本県に配分が見込まれる数量について、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。 「するめいか」については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県するめいか漁業に配分いたします。 「ぶり」については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「101,000トン以内」の内数を福島県ぶり漁業に配分いたします。 なお、福島県するめいか漁業及び福島県ぶり漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事がそれぞれの特定水産資源について漁獲量の管理を行う区分の名称です。 以上を踏まえ、県報において告示する案を、資料32ページにお示しております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、川邊委員。
川邊委員	漁獲量が枠を超過した場合、採捕停止命令は行わないということですが、その場合はどのような指導やペナルティを考えているのでしょうか。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。ステップ1の管理では多く漁獲したからといってペナルティがあるわけではなく、国としてあくまで参考数量として扱うということになります。 ステップ1で積み上がった数量を踏まえて、ステップ2、ステップ3の管理に移行していくという考え方になっております。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)

議 長	それでは、採決いたします。 議案第 3 号、特定水産資源の漁獲可能量（するめいか、ぶり）について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	（挙手総員）
議 長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第 4 号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議 長	議案第 4 号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局（佐藤次長）	はい、議長。 事務局の佐藤です。議案第 4 号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料は 3 4 ページからになりますが、はじめに資料 3 5 ページをお開きください。 この指示は、すくい網漁業によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和 5 4 年に初めて発動されております。 指示発動の経過ですが、昭和 5 2 年、5 3 年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応が小委員会で検討されました。 その結果、昭和 5 3 年に「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、魚種を特定しない「すくい網漁業」については委員会承認漁業となった経緯があります。 指示発動の理由は、自由漁業のままでは漁業秩序が維持できないことに加え、仙台湾入会協議の進捗への期待もありました。 指示内容の推移ですが、対象船舶に関しては平成 6 年に 1 5 トン未満に、操業期間については平成 2 年にイカナゴが「3 月 1 日から 3 月 3 1 日まで」に、オキアミが「3 月 1 日から 5 月 3 1 日まで」に変更し、以降は同じ内容でございます。操業海域についても表の右側にあるとおり推移がありました。 宮城県船の承認状況は 2 6 隻の承認枠を設け、平成 1 0 年以降 9 隻を承認しておりましたが、平成 2 4 年以降は承認実績がありません。 指示の継続理由について「すくい網漁業」は宮城県、岩手県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。 承認枠案については、従来同様県内船には枠を設けず、県外船には宮城県船に 2 6 隻としております。

	資料３４ページを御覧ください。指示の内容について概要を御説明いたします。 操業の承認について、おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶はこの限りではありません。 対象漁船は、総トン数１５トン未満です。 操業期間は、おきあみは令和７年３月１日から同年５月３１日まで、いかなごは令和７年３月１日から同月３１日までです。 制限又は条件のうち操業の禁止区域は、おきあみは小型機船底びき網禁止線より西側の海域、いかなごは小型機船底びき網禁止線よりも西側を禁止し、さらに県外船は新田川河口よりも南の海域、県内船は富岡川河口よりも南の海域を操業禁止としております。 指示の有効期間は、令和７年３月１日から１年間です。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	宮城県船の承認枠は２６隻ですが、震災後承認実績がない理由を教えてくださいませんか。
事務局（佐藤次長）	はい、議長。 事務局の佐藤です。申請がないので承認を出していないということになります。
川邊委員	なぜ申請がないのか分かれば教えてくださいませんか。
事務局（佐藤次長）	震災後、福島県海域は操業自粛になっていたため、そのまま操業がない状況が続いています。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議 長	それでは、採決いたします。 議案第４号、すくい網漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。
議案第5号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について	
議 長	議案第5号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局（佐藤次長）	はい、議長。 事務局の佐藤です。議案第5号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料は36ページからになりますが、はじめに資料37ページをお開きください。 この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴが光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲する漁業について制限するもので「すくい網漁業」と同様に昭和54年に初めて発動されました。 指示発動までの経過については、昭和53年に岩手県からいかつり船の操業不振対策として、本県海域での試験操業の申し入れがありました。委員会ではこの申し入れを了承しましたが、岩手県船の協定違反が発生したことから、翌年からは承認漁業として取り扱うことが委員会で決定されました。 指示発動の理由については、本漁業は岩手・宮城両県では知事許可の重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するものです。 指示内容等の推移について、対象船舶は平成6年以降、県内及び県外船とも15トン未満に統一し、操業期間は平成2年以降4月1日から4月30日までに短縮し、操業海域は昭和62年以降県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北かつ小型機船底びき網禁止線以深に制限しております。 承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降は2隻となっております。 承認実績は、平成14年以降皆無となっております。なお、県内船については過去に操業したこともあったようですが、定着せず承認実績はありません。 指示継続の理由ですが、本漁業は岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であ

	ると考えております。 承認枠については、従来同様県内船については枠を設けず、県外船については岩手県の２隻としております。 資料３６ページを御覧ください。指示の内容について概要を御説明いたします。 操業の承認については、こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。 対象漁船は総トン数１５トン未満です。 操業期間は、令和７年４月１日から同月３０日までです。 制限又は条件のうち操業の禁止区域は、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域で、県外船舶にあつては夏井川以南に加え、小型機船底びき網禁止線より西側の海域を禁止区域とします。 指示の有効期間は、令和７年３月１日から１年間です。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	宮城県の承認操業実績について、無承認での操業が行われる年が多い、過去に申請を促して全隻承認を求められ対応手段がなく今に至っていると資料に記載してありますが、この件について詳しく教えていただきたいです。
事務局（佐藤次長）	はい、議長。 事務局の佐藤です。今説明できる資料が手元にないので、後ほど調べてお送りいたします。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議 長	それでは、採決いたします。 議案第５号、こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	（挙手総員）
議 長	会場およびＷＥＢで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決

	定いたします。
議案第 6 号 いかつり漁業に関する委員会指示について	
議 長	議案第 6 号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局（佐藤次長）	はい、議長。 事務局の佐藤です。議案第 6 号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料は 38 ページからになりますが、はじめに資料 39 ページを御覧ください。 この指示は、アカイカ、スルメイカを対象としたいかつり漁業を海区承認制とするもので、昭和 51 年に発動されました。 指示発動の経過については、昭和 51 年本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があることが示され、承認制導入の要望がありました。 指示発動の理由ですが、当時茨城県、宮城県が承認制としたこと、また底びき網船との競合等を調整する必要性が生じたことから、承認制とされました。 指示内容の推移については、表に示したとおり対象船舶、操業期間、操業区域に関して適宜調整がなされ、平成 17 年以降現在の形に落ち着いています。 指示の継続理由ですが、隣県が許可、承認制としており、本県海域において自由漁業とする理由はないこと、沿岸漁業への漁具被害を防止するため水深制限が必要であることから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。 次に、資料 40 ページをお開きください。 承認枠、承認実績、操業実績について、道県別に示しております。県外船の承認実績は徐々に減少していましたが、令和 6 年は 21 隻まで増えております。 県内船の承認実績は、平成 22 年の 23 隻から震災後はゼロとなっておりますが、令和元年から申請があり令和 6 年は 3 隻を承認しています。 操業実績は、震災後は全くない状況で、令和 6 年については今後実績報告が届く予定となっております。 令和 7 年承認枠の案については、表の一番下に示しましたとおり、平成 20 年以降同様に県内船には枠を設けず、県外船には 150 隻の枠とすることを御提案いたします。 資料 38 ページをお開きください。指示の内容について概要を御説明します。 操業の承認については、いかつり漁業に係る操業の承認の対象

	船舶は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなりません。ただし、手釣り又は竿釣りに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りではありません。 承認の対象漁船は、総トン数30トン未満です。 操業期間は、令和7年6月1日から令和8年1月31日までです。 操業の禁止区域は、富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県海域とします。 指示の有効期間は、令和7年6月1日から1年間です。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第6号、いかつり漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

(2) 報告

報告事項ア 漁業権に係る資源管理状況等について

議 長	続きまして、議題(2)報告事項に移ります。 報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」を知事部局から報告願います。
山廻邊課長	はい、議長。 水産課の山廻邊です。 報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」を報告いたします。 資料41ページを御覧ください。 令和7年2月5日付け6生流第4298号で知事から貴委員会へ報告しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしくお願いします。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。 資料42ページを御覧ください。

1の概要及び2の根拠規定を御覧ください。

この報告は、漁業法及び漁業法施行規則に基づき漁業権者から知事に報告のあった漁業権漁場の活用状況等について、貴委員会へ報告するものです。

3の報告方法及び報告事項を御覧ください。

県から漁業権者である漁業協同組合に対し、通知した内容となっております。

今回の報告の対象期間は、(2)のとおり令和5年9月1日から令和6年8月31日までで、(3)のアからオに掲げる項目について報告を求めました。

この内容について、漁業権者であるいわき市漁協、小名浜機船底曳網漁協、相馬双葉漁協から報告を受けた内容を取りまとめたものが次の43ページになります。

漁業権の免許番号ごとに、有資格者、操業実績、水揚量、水揚金額、資源管理に関する主な取り組み状況等をお示ししております。

資源管理に関する取り組みについては、番号に対応する内容を表の下欄外に記載しておりますので併せて御確認ください。

県は、漁業権者からの報告を受けて漁業権の活用状況を把握し、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか判断するものとされております。

操業実績の欄を見ていただきますと、ほとんどの漁場において操業実績があり、漁場が有効に活用されていることが確認できましたが、一部の漁場については実績がありませんでした。

実績がなかった漁場について理由、状況等を説明いたします。

共第5号については、震災の影響に伴い操業規模を縮小しており、報告期間内の実績がありませんでしたが、海藻類の行使について調整中との報告をもらっております。なお、共第5号はいわき市漁協と小名浜機船底曳網漁協間の協定に基づき、いわき市漁協の小浜支所に所属する漁業者も利用できる漁場となっております。

共第10号については、かに刺し網の漁業権ですが有資格者が3名と少なく、昨年は主にシラスを営んでいたため、今回の報告期間中はかに刺し網の実績がなかったとの報告を受けております。

共第17号については、漁場が福島第一原子力発電所から半径10km内の操業を自粛している海域にあるため、利用できないと報告を受けております。

共第25号については、ウニ、アワビの資源を増やすための種場として活用しているとの報告を受けております。

区第6号については、アサリの資源が少なく報告期間中の操業がなかったと報告を受けております。

	これらの漁場については、操業実績がない合理的な理由があることから「適切かつ有効」に活用されていると判断いたしました。 資料４１ページにお戻りください。 以上の説明を踏まえ、下記に示すとおり、いずれの漁場においても適切かつ有効な活用が図られていることを確認しましたので、漁業法第９１条第１項の規定に基づく指導の必要がないことを御報告いたします。 説明は以上です。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

議 長	次に、報告事項イ「かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」を知事部局から報告願います。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。 報告事項イの内容について御説明いたします。 資料４４ページを御覧ください。 １の「概要」について説明いたします。 今回の報告は、令和７管理年度である令和７年１月１日から令和７年１２月３１日における「かたくちいわし太平洋系群」について、水産庁が管理を行う際の参考となる数量を示したため報告するものです。 ２の「経緯」として、ＴＡＣ管理の状況について説明します。 「かたくちいわし太平洋系群」については、令和７管理年度よりＴＡＣ管理が開始されています。 令和７管理年度分として、農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「９２，０００トンの内数」であり、令和６年１２月２日に開催した当委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受け配分する数量を定めました。 「９２，０００トンの内数」というのは、国として定められた「かたくちいわし太平洋系群」全体の漁獲可能量が９２，０００トンであり、各道県と大臣管理区分に対しそれぞれ「９２，０００トンの内数」として、数量の区別なく配分されているものです。 「かたくちいわし太平洋系群」は、令和７管理年度において水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ１」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないもの

の、水産庁から都道府県に対し具体的な管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていました。

「ステップアップ管理」については、資料 2 3 ページをお開きください。

これは、水産庁が示している「TAC 管理のステップアップの考え方」です。

現在は、表の中の「1 年目」の列にあたります。

ステップは 3 段階に分かれており、ステップ 1 とステップ 2 で最長 3 年間とされ、その後ステップ 3 として実効的な管理へ移行するという段階的なプロセスとなります。

各ステップの詳細については、資料 2 4 ページをお開きください。

これは、水産庁が示している「TAC 管理のステップアップの考え方」であり、表の中の「ステップ 1」の列に記載されているのが現在の状況です。

ステップ 1 の列のうち「TAC の配分」という項目を御覧ください。記載として「実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない」、「ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示」とあります。

ここに記載される「参考となる数量」というのが、今回提示された数量です。

この「TAC の配分」という項目を右側に向かって見ていくと、ステップ 2 では都道府県等への配分の試行を実施とあります。ここでは、漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等が検討されます。

ステップ 3 では、配分ルールに基づき都道府県等へ配分とあります。ここでは、漁獲量上位 8 割に含まれる場合は数量明示され、それ以外は現行水準とされます。

なお「漁獲が積み上がった場合の対応」という項目に記載のとおり、ステップ 1 とステップ 2 においては漁獲が積み上がっても、漁業法第 3 3 条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。

資料 4 4 ページにお戻りください。

3 の「管理を行う際の参考となる数量について」を説明いたします。

管理を行う際の参考となる数量について、水産庁から数量を示されております。

資料 4 5 ページを御覧ください。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日付けの水産庁からの事務連絡です。

水産庁は、福島県について令和 7 管理年度における「かたくちいわし太平洋系群」の管理を行う際の参考となる数量を、表の右端の列に記載のとおり「9 トン」と示しました。

	この「9トン」という数量は、都道府県及び大臣管理区分の合計である92,000トンに対し、福島県分の参考シェアである「0.01%」を掛けて算出されたものです。 この「0.01%」という値は、令和2年から令和4年までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値です。 これは、令和2年から令和4年までの漁獲実績を配分対象となる17道県と、大臣管理区分である「大中型まき網漁業」を合わせた区分で分けた際に、福島県の割合が0.01%であり、これを令和7管理年度の福島県分の参考数量の算定に用いているということです。 資料44ページにお戻りください。 3の「管理を行う際の参考となる数量について」の黒ポツの3番目の部分です。 先ほども申し上げましたが、現在は「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しませんこととしています。 なお、今回の算定に係る参考シェアは、令和2年から令和4年までの漁獲実績で機械的に算出されていますが、福島県では震災後著しく漁獲量が減少していることを踏まえて、ステップ2以降においては、震災前の実績を考慮した配分を検討するよう水産庁に要望しております。 説明は以上です。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
渡邊千夏子 委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、渡邊委員。
渡邊千夏子 委員	御説明ありがとうございます。参考シェアの算出方法について水産庁に要望を出しているそうですが、反応はいかがですか。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。水産庁担当者も本県の現状について把握しており、ステップ2以降の管理に向けて一緒に考えていくという前向きな発言をいただいております。
渡邊千夏子 委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	

議 長	これで予定された議題について、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第２２期第２１回福島海区漁業調整委員会 を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
-----	---

令和7年2月18日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 鈴木 哲二



議事録署名人 : 狩野 一男





二四六

月一廿

